

## 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

社会福祉法人 淨照会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人浄照会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第17条の1項及び第18条の定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第10条の定めによる評議員をいう。
- (3) 報酬とは職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指す。費用とは発生する必要経費をいう。

## 第2章 報酬等

### (報酬の支給)

第3条 当法人は役員及び評議員に対して報酬を支払うことができる。ただし、理事において当施設の職を兼務する者は適用しない。監事には係る職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

### (報酬額の決定)

第4条 当法人は以下の各号に定める各年度の報酬等の総額の範囲内で役員、評議員に対し、報酬等を支給することができる。

- (1) 評議員 定款第8条に定める金額を超えない範囲  
年間一律一人 3,000円及びかかる費用

- (2) 役員 評議員の報酬を含めた上で 50,000円を超えない範囲  
年間一律一人 3,000円及びかかる費用

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より実施する。